

別府商工会議所 ホームページリニューアル制作

プロポーザル公告

令和5年8月16日

別府商工会議所

プロポーザルを実施するので、下記の各事項を承知の上参加をお願いします

記

1. 目的

当所のホームページは、会員等への情報発信における重要な広報機能を担っているが、閲覧者が必要な情報をわかりやすく検索するにはその機能が不十分である。

今般、ホームページのリニューアルを行うことで、必要な情報をわかりやすく、また様々なデバイスにも対応させる事により、利用者の利便性を向上させ、会員等の支援拡充を図ることを目的とする。

2. プロポーザルに付する事項

(1) 件名 別府商工会議所ホームページリニューアル制作業務

(2) 仕様等 別紙1仕様書のとおり

(3) 契約期間 契約締結日から令和6年3月29日（金）

(4) 納入場所 別府市中央町7番8号 別府商工会議所

(5) 選定方法 プロポーザル方式での選定を行う。

①企画提案内容・見積書を基に、別紙2審査基準によって評価し、決定する。

(6) 契約上限額 190万円（消費税及び地方消費税含む）

※他、保守料年間40万円以内（消費税及び地方消費税含む）

3. 参加資格

(1) 別府商工会議所の会員で、年会費を令和5年度分を含み過去3年間完納していること

(2) 令和5年8月25日（金）午後5時までに様式1によるプロポーザル参加申込書兼暴力団排除に関する誓約書を提出した者を当該プロポーザルの参加者とする

(3) 直近3年間で、ホームページの契約・制作完了の実績があること。

4. 契約条項を示す場所

(1) 契約条項を示す場所 別府市中央町7番8号 別府商工会議所 総務部

(2) 説明会の日時及び場所

開催しない

5. 質問の受付

(1) このプロポーザルに関する質問がある場合は、次に従い提出すること

①提出期限 令和5年8月22日（火） 15時まで

②提出方法 E-MAILによる

③提出先 ohtsuka@beppu-cci.or.jp

(2) (1) の質問に対する回答は、令和5年8月24日（木）16時までに当該プロポーザル参加者に通知する

6. 企画提案書等の提出

(1) 応募者は、期限までに「提案書」及び「見積書」（ともに様式任意）を各6部ずつ提出すること。

①提出期限 令和5年9月22日（金）17時まで

②提出先 別府商工会議所 総務部

③提出方法 持参

7. プロポーザル執行の日時、場所等

(1) プロポーザルの日時及び場所

日 時 令和5年10月3日（火） ※時間は参加者へ通知

場 所 別府市中央町7番8号 別府商工会議所 会議室

実施内容 プрезентーション（所要時間：1社20分）

6. 企画提案書の無効

次の各項目の一に該当する場合は、無効とする。

①競争に参加する資格を有しない者

②虚偽の内容が記載されているもの

③企画提案書の提出期限までに到着しないもの

④その他入札に関する条件に違反した入札

7. 受注者の決定方法

プロポーザル方式にて決定

8. その他

(1) 結果報告は、令和5年10月中旬に各社へ通知する

(2) 受託者決定後10日以内に別府商工会議所並びに落札者は双方協議の上契約を締結する

(3) 本件に必要な費用については、貴社にて負担すること

別紙1

仕様書

1. 件名 別府商工会議所ホームページリニューアル制作業務

2. 業務期間 契約締結から令和6年3月29日（金）

3. 仕様項目

【継続】

- ・現在のホームページ内の情報とURL

【ホームページ仕様】

- ・スマートフォン・パソコン・タブレットでの閲覧に対応
- ・経営・創業支援・販路拡大等、中小企業向けの支援ページがすぐにわかるようにする
- ・新着情報（支援金・補助金・イベントなど）の画像がスライド形式で流れるようにする。
- ・シンプルで見やすい

【追加ページ】

- ・ID、パスワードを設定し閲覧できるページ
- ・協賛企業のバナー広告の表示（わかりやすく）に対応できること

【セキュリティ強化】

- ・改ざんなどの不正アクセス等を防止するため、必要な措置を講じること
- ・ホームページ全体のバックアップを、定期的に行う機能を追加すること
※IPA「情報処理推進機構」の「安全なウェブサイトの作り方」に準拠すること。

【操作】

- ・下記内容を当所職員が（当所パソコンにて）更新・削除の処理が行える様にする
トップページ内の「スライドショー画像」、「新着情報」

【その他】

- ・各種検索ページで検索した時上位に表示されること
- ・SEO対策「別府 経営相談」などで検索するとヒットするように)

4. その他

- ・本件に必要な費用については。貴社の負担とする
- ・見積書の中に、年間保守料を別途記載すること

審査基準

評価項目	評価基準	配点
1. 業務実績及び業務実施体制	(1) 業務遂行に必要な実績・知識・経験及び適切な業務を遂行できる体制を有しているか	10点
2. 提案内容	(1) 的確性 本業務を理解し、セキュリティ確保も含め、目的に合致した提案がなされ、仕様を満たす現実可能なものとなっているか。 (2) デザイン 企業等誰もが見やすく、情報発信ツールとしてわかりやすい内容となるような工夫が提案されているか。	20点
	(3) 発展性 本業務の内容充実のため、有効な手段や効果的な手法等のアイデアが施された提案がなされているか。	20点
3. 総合的な評価	(1) 提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえ総合的に評価する。	10点
5 見積金額	(1) 制作金額 価格評価点 = 配点 (10点) × $\frac{\text{最低入札価格}}{\text{応募者入札価格}}$	15点
	(2) 年間保守金額 ・ 最低価格 5点 ・ 次価格 3点 ・ 以下 0点	5点
	合計	100点

プロポーザル参加申込書兼暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について誓約し、加え一般競争入札公告（説明書）の記載内容を熟読のうえ、令和5年10月3日に実施される別府商工会議所ホームページリニューアル制作業務に関するプロポーザルに参加を申し込みます。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ① 暴力的な要求行為を行う者
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- ④ 偽計又は威力を用いて別府商工会議所職員等の業務を妨害する行為を行う者
- ⑤ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うとともに、発注元の契約担当者等へ報告を行います。

申込者（誓約者）

住 所
商 号
代表者

印

本件に係る連絡先

担当者
TEL
E-Mail